

令和元年度

事業概要



保護犬「ラッキー」

名古屋市動物愛護センター

動物愛護宣言

名古屋市動物愛護センター 三十周年

名古屋市動物愛護センターは、今から三十年前の昭和六十年に、他都市に先駆けて、犬の抑留所である管理棟と、動物愛護と適正飼養の普及啓発を行う愛護館を併設する当時では画期的な施設として設立されました。

以来、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲・抑留・殺処分の業務等と、愛護館での普及啓発を並行して行うことにより、動物愛護行政に進進してきました。

さて、この三十年を振り返ると、犬猫の飼養の仕方も大きく変わりました。犬猫は、室内飼いが進み、家族の一員として大切に飼養される市民の方が増えました。

当センターでも、設立当時は数多く収容されていた子犬たちは、愛護館のふれあい広場で子どもたちに動物愛護の精神や命の大切さを教えてくれる生きた教材として活躍してくれていましたが、近年はほとんど収容されなくなりました。今は、その子犬たちが変わり、成犬や猫たちがその役目を引き継いでいます。

昨年リニューアルされた愛護館では、人が犬猫を一方向的にさわるのではなく、犬や猫と心を通わせる「ふれあい」を行うよう努めています。

私たちが推進する動物愛護の精神はゆっくりではありますが、確実に市民の中に広がっています。しかし、未だに、犬猫の遺棄は後を絶たず、残念ながら社会全体に理解されているとはいえません。

そこで、ここに名古屋市動物愛護センターは、設立三十周年の節目にあたり、次の「動物愛護宣言」をします。

ひとつ

人と動物が固い絆で結ばれるよう、犬猫等の飼主が飼主責任を十分に果たせるようにサポートし、人と動物の健康と安全を確保します。

ひとつ

収容した犬猫等の一頭ごとの命をみつめ、殺処分を一頭でも多く削減し、犬猫等の殺処分のない社会の実現を目指します。

ひとつ

動物愛護推進員や譲渡ボランティアを始めとする市民の理解と協力が得られるよう尽力すると共に、愛護館を拠点にし、途切れることなく動物愛護と適正飼養の普及啓発に努めます。

時代と共に本市の動物愛護を取り巻く環境は大きく変化しています。私たちは市民のみなさまの合意の下に形成された、進歩的な動物愛護の考え方の普及啓発を絶えず継続していくことで、市民生活の中に生命尊重、友愛と平和の情操が高まることに貢献していきます。

平成27年9月26日

名古屋市動物愛護センター所長 石川 登紀子

ま え が き

- 令和元年度には、**66 頭**の犬と、**961 頭**の猫を新たな飼主のもとへ譲渡することができました。これも譲渡ボランティアをはじめ、「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」にご支援を頂いた多くの方々、関係者の皆様のご協力によるものと、深く感謝を申し上げます。
- 当センターでは、新たな飼主への譲渡など、収容された動物の命をつなぐ取り組みを、ご支援を頂く皆様とともに職員一丸となって進めておりますが、残念ながら収容されるすべての動物の命を救うまでには至っていないのが現状です。令和元年度の殺処分頭数は、犬は **0 頭**を継続することができましたが、猫は減少してはいるものの **64 頭**となっております。
- こうした状況の中、令和 2 年 3 月には、当センターの殺処分機を撤去し、その場所に犬猫の収容スペースを拡充する工事を行いました。このことは、当センターが多くの方々のご協力をいただきながら進めてきました殺処分を減らす取り組みの一つの到達点であり、象徴的な出来事となりました。今後とも、殺処分を減らし、犬猫と共生する社会に向けた努力を継続してまいります。
- また、犬猫の殺処分頭数を減らすためには、譲渡を進める取り組みとともに、収容される犬猫の頭数を減らすことが重要だと考えております。今後も動物愛護推進員はじめボランティアの皆様のご協力を得ながら、各区の保健センターや新設された人とペットの共生サポートセンターとも連携し、終生飼養や避妊去勢手術をはじめとした適正飼養の啓発を粘り強く進めてまいります。
- 名古屋市では、令和 2 年度に名古屋市人とペットの共生推進プランを策定し、多頭飼育問題や野良猫対策などの、犬猫の収容頭数を減らす取り組みや、譲渡事業のさらなる推進を図っているところです。今後は、このプランに基づいた事業を計画的に実施することで「人とペットの共生するまち・なごや」の実現を目指してまいります。
- 人と動物たちとの関係をいっそう深め、共に暮らし続けられる社会の実現に向けて当センターも取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

令和 2 年 9 月

名古屋市動物愛護センター
所 長 木田 桃子

目 次

I 概 況

1 沿 革	1
2 機構と分掌事務	2
3 職 員	2
4 施 設 概 要	3
5 行政組織の系統図	6

II 事業の概要

1 狂犬病予防業務

1 捕獲	7
2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲	7
3 こう傷犬の検診	8

2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容

1 犬・猫の引取り業務	9
2 自活不能猫の収容業務	9
3 負傷動物に関する業務	10
4 警察への協力	10

3 収容動物の管理及び処分

1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留	11
2 返還	11
3 譲渡	13
4 殺処分	16
5 犬猫の飼養管理	16
6 目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金	16

4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

1 愛護館における活動	18
2 動物愛護の普及啓発教室等の開催	18
3 適正飼養の普及啓発教室等の開催	20
4 地域住民等が要望する愛護教室の開催	21
5 動物愛護週間行事	22
6 猫問題への対応	22
7 所有明示の推進	23
8 避妊去勢手術の推進	23
9 災害時におけるペット対策	24

5	動物愛護推進員の活動の推進	
1	動物愛護推進員関連事業	25
2	動物愛護推進員との協働事業	26
3	動物愛護推進員の自主的な活動の支援	26
6	特定動物飼養者への指導	
	許可及び監視指導	27
7	動物取扱業者への指導	
1	登録等及び監視指導	30
2	動物取扱責任者研修	30
8	動物処理場及び化製場等に関する業務	
	許可及び監視指導	32
9	人獣共通感染症対策	
	啓発・指導	32
10	関係機関一覧	33

Ⅲ 統 計

1	狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業	34
2	捕獲及び返還状況	36
3	指導班活動状況	38
4	殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数	39
5	狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表その1	40
6	狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表その2	41
7	愛護指導業務に関する事業推移表	42

Ⅳ	名古屋市動物愛護センター案内図	44
----------	------------------------	----

I 概 況

1 沿 革

- 昭和 26 年 4 月 狂犬病予防法に基づく犬抑留施設を中川区に設置、業務開始
- 昭和 44 年 9 月 千種区に東分所を新設、中川区を本所として市域を東西に二分
- 昭和 49 年 4 月 動物の保護及び管理に関する法律の施行
- 昭和 51 年 5 月 名古屋市動物指導センターと名称を変え、動物の保護及び管理に関する業務を開始
- 昭和 60 年 9 月 愛護館、管理棟を竣工、動物愛護センターに改称し、本所は廃止
- 平成 12 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律が改正、動物の愛護及び管理に関する法律として 12 月 1 日施行
- 平成 13 年 4 月 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が施行
- 平成 16 年 11 月 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例が施行
- 平成 18 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例を改正
- 平成 21 年 4 月 譲渡動物にマイクロチップ装着を義務付け、所有明示を普及
- 平成 22 年 7 月 譲渡ボランティア登録制度を開始
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取り有料化
- 平成 24 年 4 月 動物取扱業・特定動物の業務、犬猫の引取業務、負傷動物・自活不能猫の受付・収容業務を保健所から集約、4 名増員し、1 係 2 主査制から 2 係 1 主査制となる
- 平成 24 年 11 月 環境省の地域自主戦略交付金による改修工事が開始
- 平成 26 年 3 月 改修工事が完了し、愛護館がリニューアルオープン
- 平成 27 年 9 月 30 周年記念事業を開催するとともに「動物愛護宣言」を宣誓
- 平成 28 年 4 月 犬殺処分ゼロサポート寄附金を開始
- 平成 29 年 4 月 猫についても殺処分がなくなることを目指して、目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金を開始
- 平成 30 年 4 月 保健所体制変更に伴い、動物処理場及び化製場等に関する業務を集約、係名を変更し主査（愛護）に代えて地域における苦情相談や啓発事業を統括する主査（地域相談支援）を設置
- 令和 2 年 3 月 管理棟の改修工事を行い、殺処分機を撤去し、飼養施設を増設

2 機構と分掌事務

所 長

管理指導係

- ◎ 文書の収受、発送及び公印の管守に関する事。
- ◎ 人事及び予算決算に関する事。
- ◎ 庁舎及び物品等の管理に関する事。
- ◎ 手数料等の徴収に関する事。
- ◎ 動物取扱業の登録等に関する事。
- ◎ 動物取扱責任者の研修に関する事。
- ◎ 特定動物の飼養又は保管の許可に関する事。
- ◎ 化製場等に対する立入検査及び指導等に関する事。
- ◎ 他係の主管に属しない事。

愛護企画係

- 動物の愛護及び適正な飼養に係る普及啓発に関する事。
- 犬及び猫の引取りに関する事。
- 負傷動物等に関する事。
- 放し飼いを禁止する旨の措置命令等に関する事。
- 抑留犬及び引取り犬、引取り猫等の譲渡及び処分に関する事。
- その他動物の愛護及び管理に関する事。
- 犬の捕獲及び抑留並びに引取り犬、引取り猫等の収容に関する事。
- 抑留犬の返還、登録及び予防注射に関する事。
- その他狂犬病予防に関する事。
- 人獣共通感染症に関する事。

主 査
(地域相談支援)

- ☆ 動物の愛護及び管理に係る地域における相談及び支援に関する事。
- ☆ 動物愛護推進員に関する事。

3 職 員

	課長	係長 主査	主事	獣医師	狂犬病予 防技術員	会計年度 任用職員	事務 補助員	計
所長	1※							1
管理指導係		1※	2	4※			2	9
愛護企画係		1※		5※	13	11		30
主査（地域 相談支援）		1※						1
計	1	3	2	9	13	11	2	41

平成 31 年 4 月 1 日現在 ※狂犬病予防員 計 13 名

4 施設概要

- (1) 施設名 名古屋市動物愛護センター
 (2) 所在地 名古屋市千種区平和公園二丁目 106 番地
 (3) 規 模

* 敷地面積 8,592 m²

* 建物面積

管 理 棟 (鉄骨造 2 階建) 延 695.54 m²

愛 護 館 (鉄筋コンクリート造 2 階建) 延 575.05 m²

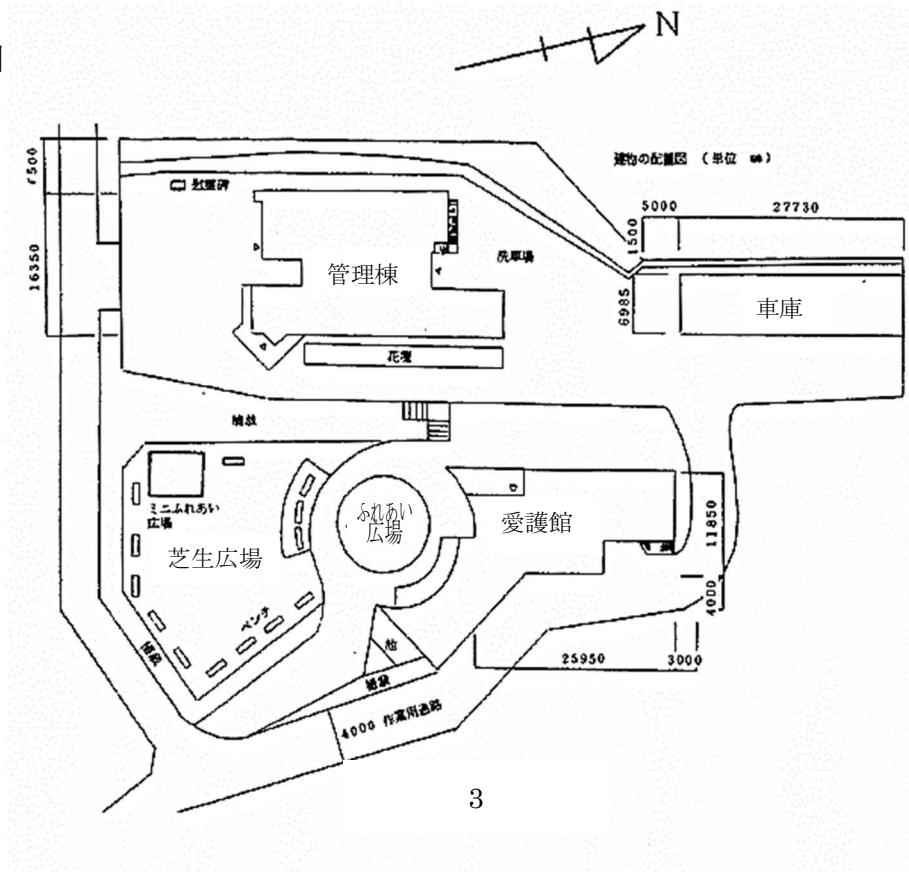
車 庫 (鉄骨造 平屋建) 延 200.31 m²

- (4) 開設年月日 昭和 60 年 9 月 1 日

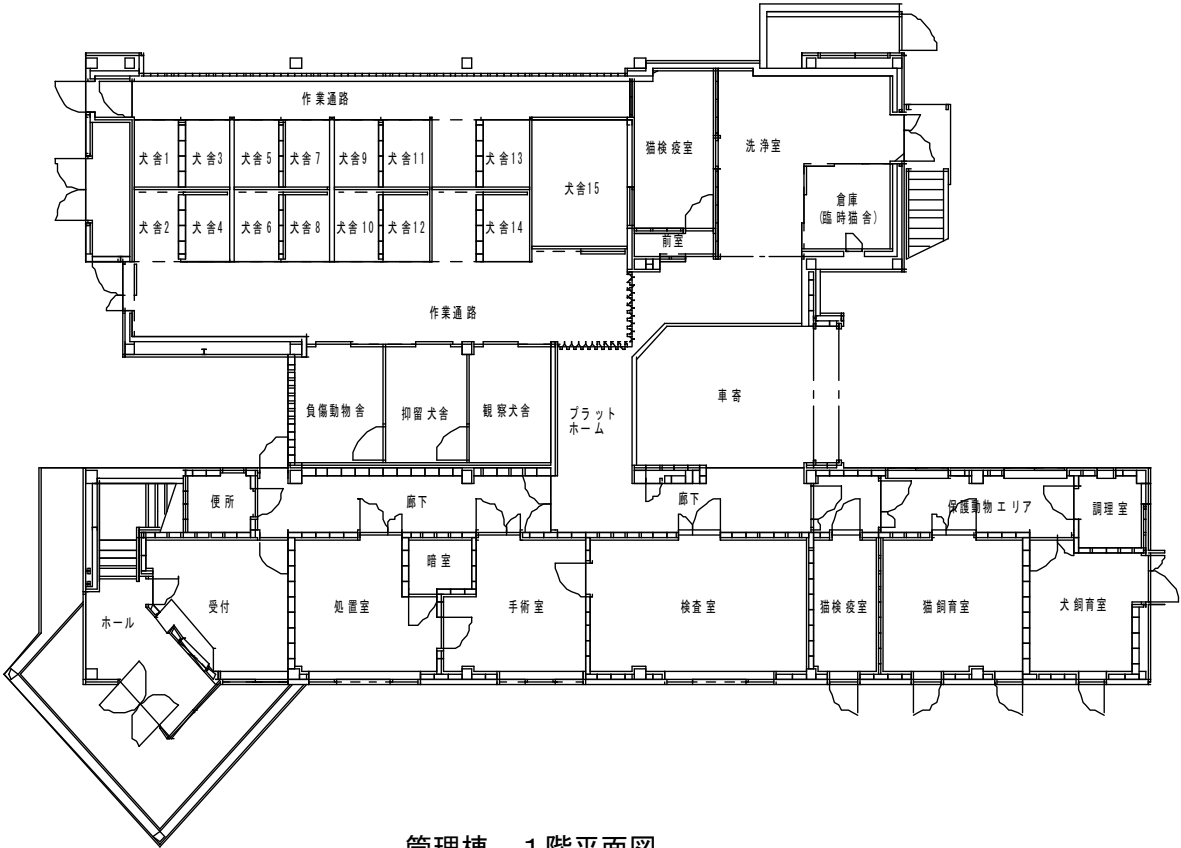
- (5) 犬・猫舎室数

管理棟			愛護館		
名称	面積m ²	ケージ数	名称	面積m ²	ケージ数
犬舎 (1～14)	3×14	—	犬舎 (8 室)	3×8	—
犬舎 (15)	12	—	犬舎	6	8
新猫検疫室	9.4	4	猫飼育室	11.5	12
負傷動物舎	9.1	5			
譲渡犬舎	9.1	8			
観察犬舎	9.1	8			
猫検疫室	7.6	—			
猫飼育室	15.2	20			
犬飼育室	11.3	8			

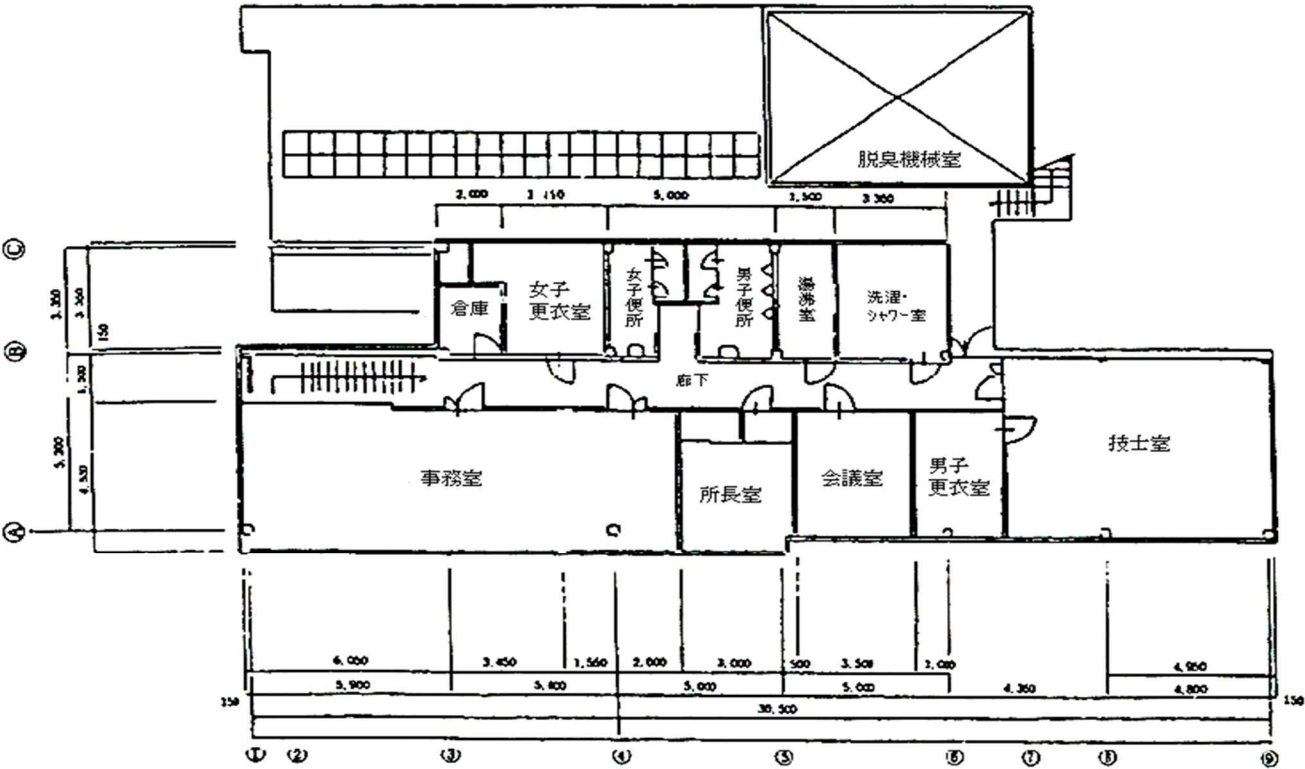
- (6) 配置図



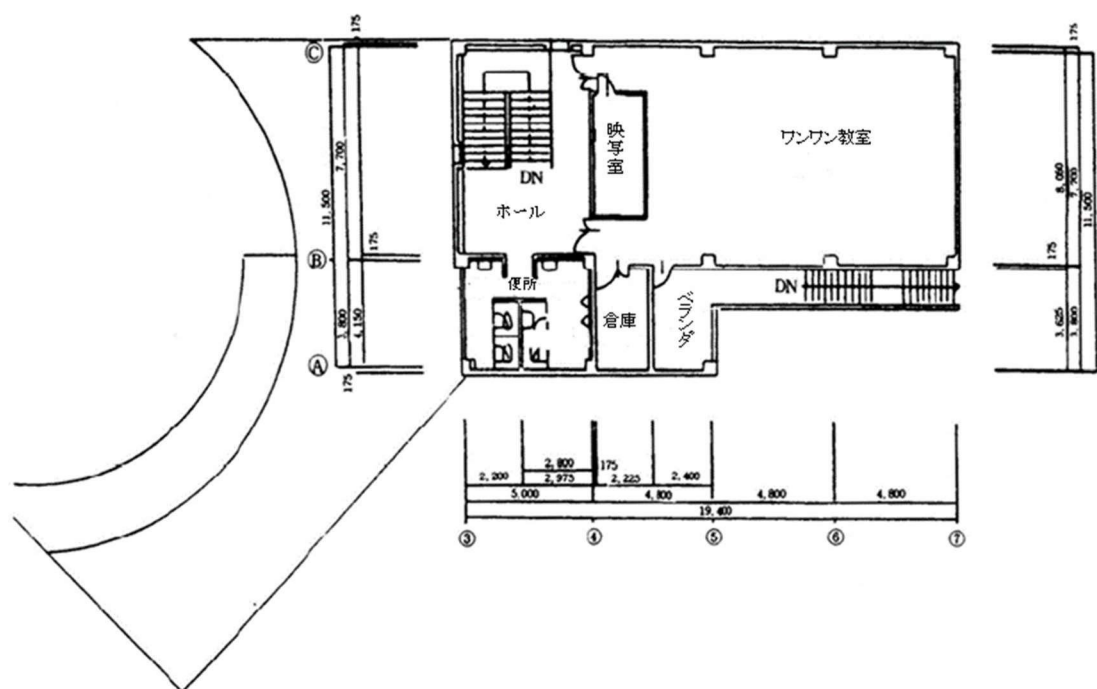
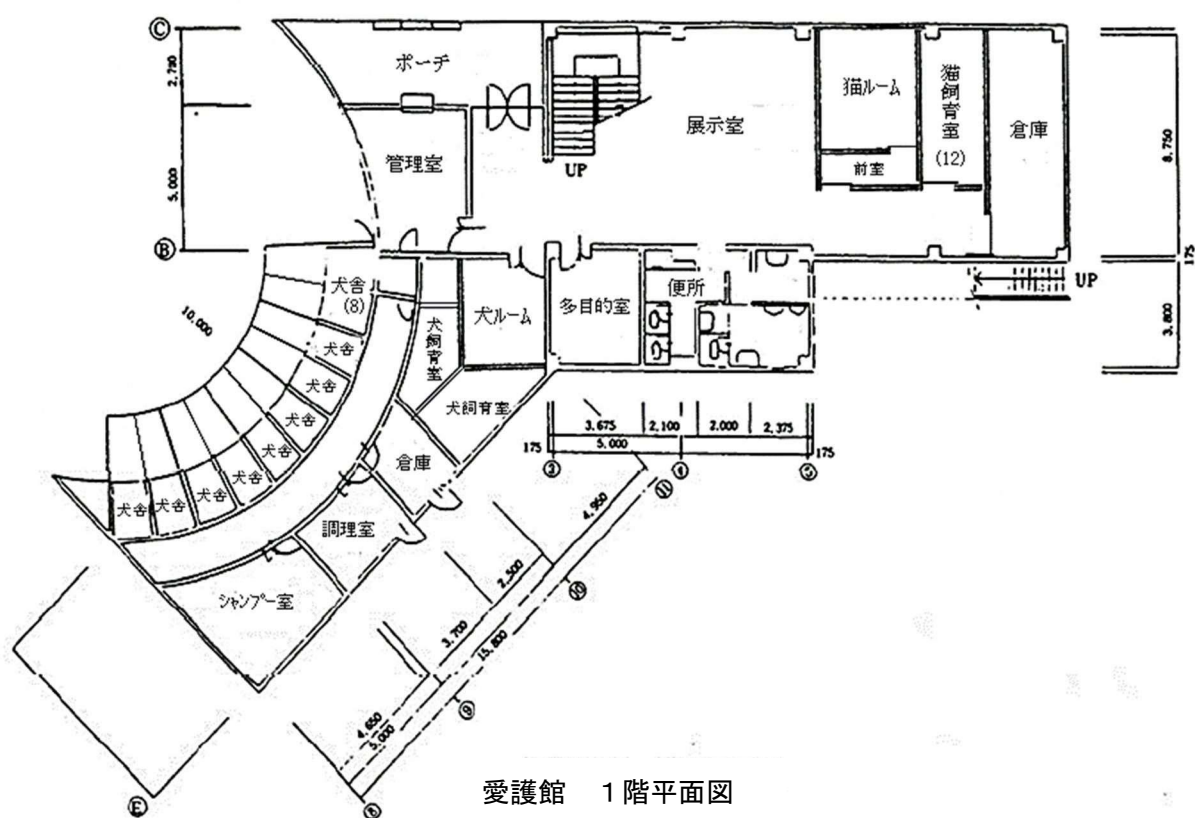
(7) 建物平面図



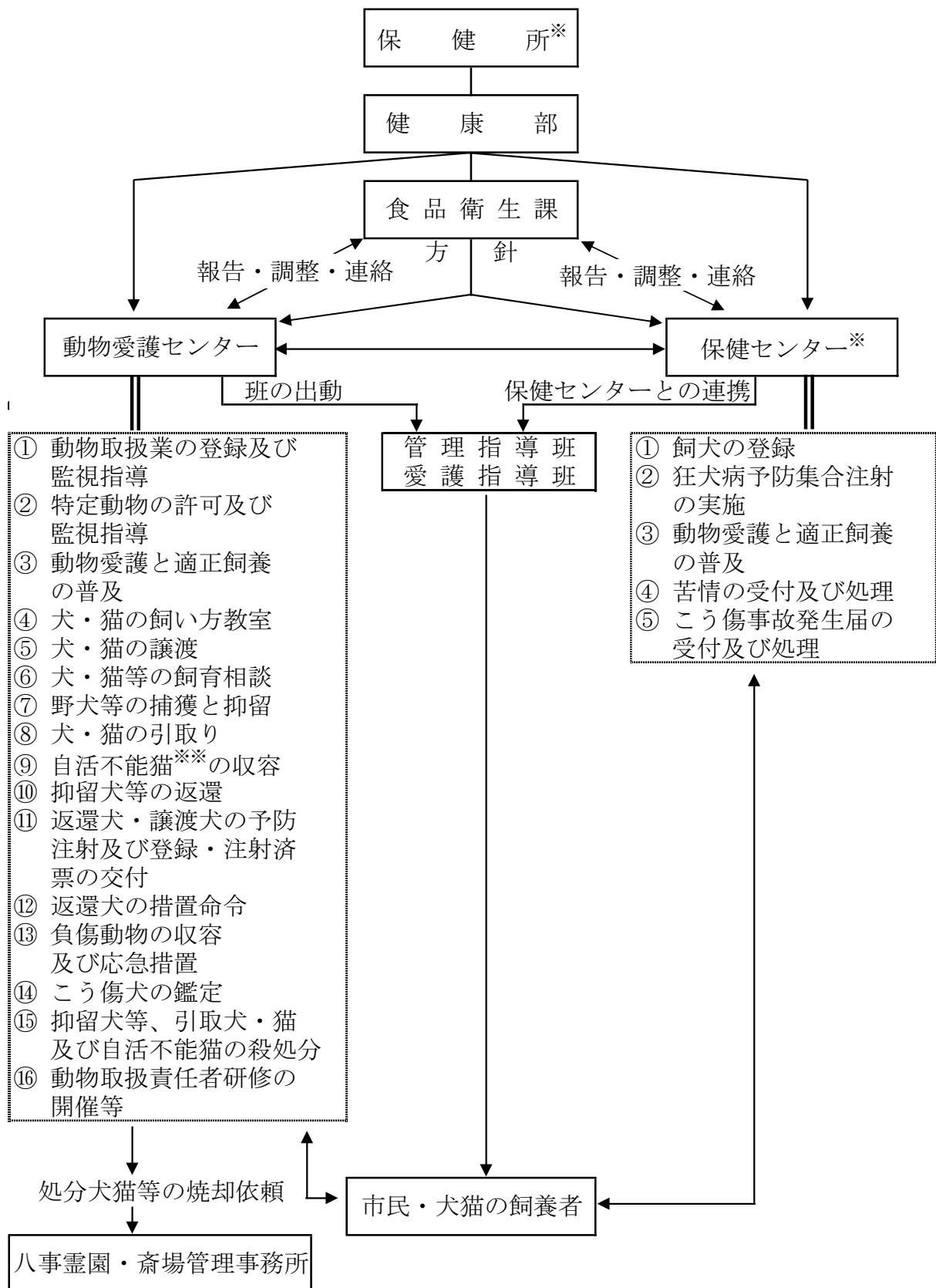
管理棟 1階平面図



管理棟 2階平面図



5 行政組織の系統図



※ 平成30年4月1日より、1保健所16保健センター体制に変更。

※※ 自活不能猫とは、自力では生活できない所有者不明の子猫のことをいう。

Ⅱ 事業の概要

名古屋市動物愛護センター（以下、「センター」という。）は、名称の示すように動物愛護を基本理念として、動物愛護業務を推進しています。飼犬等の管理指導業務もその精神を加味して対策を立てています。

その業務は、所管法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律など）に基づき、要綱・規程に従って事業を実施しています。

当センターでは、犬の捕獲・抑留及び犬猫の引取りや、動物取扱業・特定動物の監視指導、動物の適正飼養と動物愛護の普及・啓発等の業務を行っています。

各々の業務については、毎年事業計画を作成し、実施しています。

1 狂犬病予防業務

狂犬病の発生を予防し、犬による危害迷惑を防止するため、犬の捕獲・抑留等を実施しています。

野犬・放浪犬の捕獲・抑留については、狂犬病予防法、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき実施しています。

1 捕獲

保健センターの要請等に基づき、管理指導班の出動による野犬や放浪犬の捕獲を行っています。犬の出没状況、緊急性等により、時間外及び土・日・祝日についても出動し、可能な限り迅速に対応しています。

また、通常の方法（カケ・タモ等）で困難な場合は、捕獲箱、捕獲網（キャッチング・ネット）、吹き矢、麻酔銃等を使用して捕獲を行います。

◎令和元年度捕獲頭数 (頭)

	開庁時間	時間外	土・日・祝	計
捕獲頭数	117	10	6	133

2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲

野犬実態調査により、長期にわたり野犬の生息が確認されている地域を野犬重点地域に指定しています。野犬重点地域においては、保健センターと連携し、野犬の生息状況を調査した上で、計画的に捕獲を実施しています。

令和2年3月31日現在の野犬重点地域はありません。

3 こう傷犬の検診

こう傷事故を起こした犬のうち、飼主不明犬と飼主から引取った飼犬について狂犬病の検診を行っています。この検診では、センターの獣医師が2週間以上、こう傷犬の臨床症状を観察し、狂犬病か否かを鑑定しています。

令和元年度は、捕獲犬1頭の鑑定を行い、狂犬病の症候は認められませんでした。

2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容

犬猫等による危害迷惑防止等を目的とし、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬猫の引取り、自活不能猫（所有者の判明しない猫で、自らの力で生活できない子猫）や負傷動物の収容と、治療等を実施しています。

1 犬・猫の引取り業務

引 取 場 所	引 取 日	引 取 時 間
セ ン タ ー	月～土（祝日を除く）	午前 8 時 45 分 ～ 午後 4 時

◎引取り手数料（1 頭につき）

成 犬	成 猫	子 犬	子 猫
2,500 円	2,500 円	500 円	500 円

犬・猫の引取りを求められた場合には、終生飼養するよう説得を行い、飼育継続が困難と認められるものについてのみ、引取りを行うよう努めています。また、引取り時には運転免許証等で本人確認を行っています。

◎令和元年度 犬・猫の引取り頭数 (頭)

	犬		猫	
	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫
小 計	24	0	207	49
合 計	24		256	

2 自活不能猫の収容業務

自活不能猫の収容を動物愛護の観点から行っています。収容の方法は、拾得者の移送協力が得られる場合には、犬・猫の引取りの受付日時に準じて、センターで収容しています。また、拾得者の移送協力が得られない場合には、管理指導班が出動して現地で収容しています。

◎令和元年度 自活不能猫の保護収容頭数 (頭)

現地収容頭数	209
センター引取り頭数	631
計	840

3 負傷動物に関する業務

負傷動物（犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる）について、現地に管理指導班が出動して収容しています。センターでは収容した負傷動物の治療等を行い、飼主への返還、又は新たな飼主への譲渡に努めています。

令和元年度の負傷動物の収容と返還・譲渡頭数は次のとおりです。

◎令和元年度 負傷動物の収容・返還・譲渡頭数 (頭)

	犬	猫	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	計
収容	1※	143	1	0	0	0	145
返還	1	5	0	0	0	0	6
譲渡	0	29	1	0	0	0	30

※捕獲犬の収容頭数に含む。

4 警察への協力

動物愛護法違反（動物の遺棄等）の疑い事例として、警察が取り扱った犬・猫等について、警察からの依頼により、センターで収容しています。

令和元年度の収容頭数等は次のとおりです。

◎令和元年度 警察への協力としての収容頭数等 (頭)

	成犬	子犬	成猫 (うち負傷)	子猫 (うち負傷)	うさぎ (うち負傷)	計
収容	4	1	36 (1)	257 (5)	1 (1)	299
警察へ返却	0	0	0	0	0	0

3 収容動物の管理及び処分

収容した動物は、可能な限り飼主に返還、又は飼養を希望する者に譲渡することにより生命の救済に努めています。やむを得ず殺処分を行う際には、適正に実施しています。

1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留

捕獲した犬は、飼主に返還するために原則 3 日間（捕獲日、土・日・祝日は含まない。）抑留しています。

2 返還

（1）返還

抑留犬の所有者が返還を申し出たときは、動物愛護管理指導票で犬の逃走の再発防止を指導するとともに、当該犬の狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射の実施を確認し、未実施の場合は、センターで狂犬病予防注射を行い、鑑札や狂犬病予防注射済票を交付しています。平成 24 年度から所有者からの申し出によりマイクロチップを装着しています。

また、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条（けい留義務）の違反事実が悪質な場合は、同条例第 12 条による「飼犬の放し飼いを禁ずる」旨の措置命令書を交付しています。令和元年度は措置命令書を 5 件交付しました。

令和元年度の返還までの飼育日数は次のとおりです。

◎返還までの飼育日数

飼育日数	捕獲日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以上
頭数	36	37	9	6	3	0	2	0	4

◎返還頭数及び、返還犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付件数、狂犬病予防注射実施件数、マイクロチップ装着件数 (頭)

	返還頭数 (うち市外に返還した頭数)	犬の鑑札 交付数 (うち再交付数)	狂犬病予防 注射済票 交付数 (うち再交付数)	狂犬病 予防注射 実施数	マイクロチ ップ装着数
令和 元年度	97(12)	40(9)	51(1)	48	1

◎返還時の手数料等

返還料	飼育管理費 (一日につき)	犬の登録申請 手 数 料	狂犬病予防注射 済票交付手数料	狂犬病予防 注 射 料
3,000 円	400 円	3,000 円	550 円	2,750 円

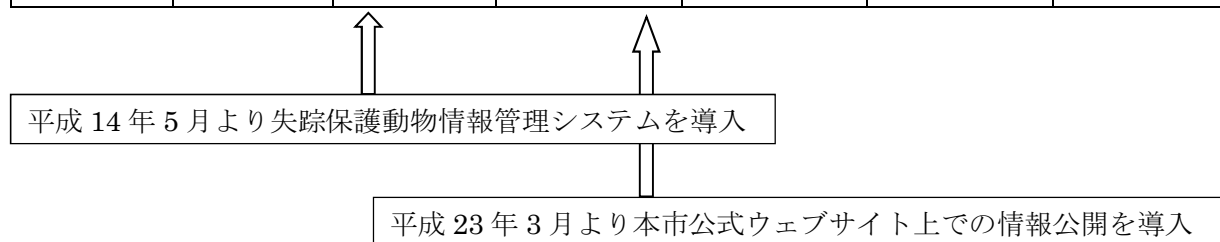
犬の鑑札再交付 手 数 料	狂犬病予防注射 済票再交付手数料	マイクロチップ 装 着 料
1,600 円	340 円	3,400 円

(2) 失踪動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力

センターに寄せられる失踪動物及び保護動物に関する問い合わせは、令和元年度は 751 件でした。問い合わせを受ける毎に、「失踪保護動物情報管理システム*」により類似動物の照会を行っています。収容した捕獲犬、及び負傷動物の情報は 2 日間公示するとともに、平成 23 年 3 月からは本市公式ウェブサイト上に公開しています。

* 失踪保護動物情報管理システム：平成 14 年 5 月から導入。市民から市内 16 保健センター及びセンターに寄せられる失踪又は保護動物の情報をサーバーコンピューターで一括管理。センターが収容した捕獲犬及び負傷動物の画像を各保健センターで確認することが可能。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 30 年度	令和 元年度
犬の 捕獲頭数	763 頭	807 頭	339 頭	345 頭	145 頭	133 頭
犬の 返還頭数	247 頭	326 頭	175 頭	221 頭	111 頭	97 頭
犬の 返還率(%)	32.3%	40.3%	51.6%	64.1%	76.6%	72.9%



3 譲渡

生命の救済と地域の模範となる飼主の育成をめざして、広報なごや、本市公式ウェブサイト、保健センター及びセンター窓口等で、積極的に飼主を募集する譲渡事業を行っています。単なる動物の斡旋ではないことから、飼主には、次のような要件及び遵守事項を定めています。

飼主の要件

- 市内在住であること。ただし、市内では適切な飼主の応募がなかった動物についてはこの限りではない。
- 成人であること。
- 動物の飼養が可能な住宅に住んでいること。
- 飼主になることについて家族全員の同意を得ていること。
- 万が一、何らかの事情で譲渡動物を飼えなくなったときは、代わりに世話をする人を決めること。

飼主の遵守事項

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 繁殖を防止すること。なお、犬及び猫については、避妊又は去勢手術を実施すること。
- 犬については、狂犬病予防法第4条第1項に定める登録をし、狂犬病予防注射を受けさせること。なお、登録及び狂犬病予防注射は、原則としてセンターで実施するものとするが、犬の所在地が市外の場合はこの限りではない。
- 名札及びマイクロチップの装着（※）等、自己の所有であることを明らかにするための措置をすること。
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 子犬の譲渡を受けた飼主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ・散歩では排せつさせず、自宅の一定の場所（トイレ）で排せつさせるしつけをすること。
 - ・センターで開催する犬のしつけ方教室又はパピー教室に参加すること。
- 成犬の譲渡を受けた飼主は、センターで開催する犬のしつけ方教室に参加しなければならない。
- 猫の譲渡を受けた飼主は、室内で飼養しなければならない。

※ マイクロチップの装着

所有明示の推進、及び模範的な飼主育成の観点から、センターで譲渡する動物に対してマイクロチップの装着を行っています。

(1) 犬の譲渡

収容期間の満了した捕獲犬および引取犬について、性格等の審査や健康診断を行い、犬の状況を把握しています。譲渡希望者についても、譲渡申込書を通じて犬を飼う環境や経験等を把握し、個々の犬にあった譲渡希望者に収容犬を紹介しています。譲渡希望者に対して一時飼養期間を設け、一時飼養の結果を受けて譲渡しています。

一時飼養を開始する前に譲渡前講習会を行い、犬を飼う心構えや責任、必要な知識についてお伝えし、正式に譲渡が決定した際には、譲渡希望者にしつけ方教室の受講を義務付けています。

◎令和元年度 犬の譲渡頭数 (頭)

捕獲犬	引取犬	計
38 (うち 3 頭は捕獲に関わった方に譲渡)	28 (うち 2 頭は関係者に譲渡)	66

(2) 猫の譲渡

譲渡希望者に譲渡申込書を提出してもらい、飼主として必要な要件を満たしていることおよび飼い主としての遵守事項を守れることを確認した後、譲渡可能な猫を紹介しています。

譲渡時には完全室内飼育を重点的に指導すると共に、避妊去勢手術の必要性や身元表示、しつけ、健康管理についての指導を行います。

◎令和元年度 猫の譲渡頭数 (頭)

子猫	成猫	計
704	257	961

(3) ボランティア譲渡

平成 22 年より、センターが収容している動物の譲渡を受け、新たな飼主探しを行って譲渡する譲渡ボランティア(団体・個人)の募集・登録を行っています。登録に際しては要綱に譲渡ボランティアの登録基準及び遵守事項を定め、登録を希望する団体に講習会を行っています。

令和元年度末時点では団体 57、個人 7、合計 64 の譲渡ボランティアが登録されています。

◎令和元年度 ボランティア譲渡の頭数（再掲） （頭）

犬 計 56		猫 計 763	
子犬	成犬	子猫	成猫
2	54	651	112

（４）譲渡会

平成 28 年度（※）より、譲渡ボランティアの活動を支援するため、譲渡ボランティアが飼養している犬猫を新しい飼主に譲渡する取り組みとして、譲渡会を開催しています。（※28 年度は犬のみ実施、29 年度から猫も実施）

令和元年度の開催実績は次のとおりです。

◎令和元年度 犬の譲渡会

	センターを会場として開催	それ以外の会場で開催
実施回数	1 回	0 回
参加ボランティア数	2	0
来場者数	300 人	0 人

◎令和元年度 猫の譲渡会

	センターを会場として開催	それ以外の会場で開催
実施回数	9 回	1 回
参加ボランティア数	77	9
来場者数	1,340 人	50 人

（５）新たな譲渡の取り組み

令和元年度は新たな譲渡の取り組みとして、「身近な場所での保護猫譲渡会」をテーマに、市民に身近な商業施設や区役所を会場とし、保護猫の魅力をアピールした「保護猫譲渡会」を 2 回（8 月と 2 月に 8 日間ずつ）開催しました。8 月には延べ 25 団体の譲渡ボランティア、198 頭の猫が参加し、1,800 人の方が来場され、譲渡希望の申し出があった猫は 75 頭でした。2 月には延べ 21 団体の譲渡ボランティア、116 頭の猫が参加し、1,160 人の方が来場され、譲渡希望の申し出があった猫は 47 頭でした。

4 殺処分

(1) 殺処分及び焼却

譲渡不可能と判断され殺処分した犬猫及び収容中に死亡した犬猫は市立八事霊園斎場管理事務所に焼却を依頼しています。令和元年度の犬猫の殺処分頭数は次のとおりです

◎殺処分頭数（収容時又は収容中に死亡した犬猫を含む） (頭)

犬	猫	合計
3 (うち、収容時等死亡 3)	301 (うち、収容時等死亡 237)	304 (うち、収容時等死亡 240)

(2) 処分犬の評価

処分を決定した抑留犬は、狂犬病予防法施行令第 5 条に基づき委嘱、任命した評価人により処分犬の評価を行っています。

令和元年度は、センターの獣医師 13 名を評価人として委嘱、任命しました。

5 犬猫の飼養管理

獣医師を中心とする職員が、飼養中の犬猫について、餌やりや散歩、シャンプー、掃除など日々の世話を介して状態を観察し、健康管理を行っています。健康状態に異常が認められる場合は検査、投薬治療などを行っています。適正な飼養管理のため、収容中の犬 27 頭、猫 98 頭についてはセンターの獣医師が避妊去勢手術を実施しました。

市民から引取った犬猫、収容期間が満了し検疫の済んだ捕獲犬、検疫が終了し即時譲渡可能な猫については愛護館で飼養しています。

譲渡対象の犬のうち、人と触れ合うことが苦にならず、社会化ができた犬を選び、事業犬として一定のしつけを行って、「しつけ方教室」に活用しました。猫についても、人と触れ合うことや他の猫との共同生活が苦にならない個体を選び、事業猫としてふれあい事業に活用しました。

6 目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金

犬猫の殺処分ゼロを目指し、動物愛護と終生飼養を普及させる「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」の取り組みに対して頂いた寄附金を活用し、センターや

譲渡ボランティアのもとで、犬については粘り強く飼主が見つかるまで治療やしつけを行うこと、猫についてはミルクをあげる、治療や時間をかけて人に慣らすなどのきめ細やかな世話をすることで、1頭でも多く新しい飼主に譲渡できるようにしています。

皆様から頂いた寄附金は、エサ、ペットシート、子猫のミルクや薬品の購入費用、譲渡ボランティアへの支援物資のほか、譲渡会の開催や避妊去勢手術の費用などにあてられます。

◎寄附金の件数及び金額

	件数（件）	金額（円）
平成 28 年度*	407	11,376,800
平成 29 年度	1,122	25,737,123
平成 30 年度	1,183	33,757,799
令和元年度	1,349	42,381,276

*平成 28 年度は「犬殺処分ゼロサポート寄附金」の実績

4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

1 愛護館における活動

センターでは、動物愛護と適正飼養の普及を目的に、愛護館の運営・開放を行っています。

(1) 開館時間

午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

月曜日休館（ただし、祝日の場合は直後の平日が休館）

(2) 猫ルーム

猫との正しいふれあい方と命の大切さについて学ぶことができる場所として「猫ルーム」を設けています。午前 10 時 50 分、午後 2 時 30 分からの 30 分間を「猫のふれあい」開催時間とし、猫のふれあい方について説明をした後、猫とのふれあいを行っています。

また、猫ルームは、猫の完全室内飼育のモデルルームとしての展示も行っており、「猫のふれあい」開催時間外も事業猫を展示し、猫の完全室内飼育について学ぶことができる場所としています。

2 動物愛護の普及啓発教室等の開催

(1) 動物愛護普及啓発教室等

令和元年度に開催した動物愛護普及啓発教室等は以下のとおりです。

◎開催回数と参加人数

教室名	内容	所内開催		所外開催	
		回数	人数	回数	人数
猫のふれあい	ふれあいルーム内にて猫と触れ合い、いのちの大切さを体感し、動物愛護の気持ちを育む。	333	1615	—	—
いのちの教室	小中学校等から依頼を受けて、子供たちに実際の動物とのふれあいを通じて動物の気持ちやいのちを体感してもらい、動物のいのちを通じて、周囲の人への思いやりやいのちの大切さを考えてもらいます。小学校高学年以上では、殺処分されている犬猫	—	—	9	367

	の現状を伝え、より深く動物との共生や人間の責任について考えてもらいます。				
移動動物 愛護教室	地域の集会や動物フェスティバルなどの機会をとらえて、動物愛護を啓発します。令和元年度は身近な場所での保護猫譲渡会を行いました。	—	—	10	578
職場見学 (動物愛 護教室)	小中学校、高校、専門学校等の校外学習を受け入れ、施設見学やセンターの現状を伝えることで、動物愛護と適正飼養の啓発を行っています。	39	284	—	—
体験教室	中学生以上の学生の校外学習を受け入れ、センターの仕事の一部を体験することを通じて、動物愛護と適正飼養の啓発を行っています。	3	22	—	—
施設 見学会	市民を対象に、センターの現状を殺処分状況も含めて広く知っていただくこと、センターに収容されている動物たちと施設の様子を実際に見ていただくことで、動物愛護の推進と課題を市民と共有します。	施設改修のため 3月に実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症のため中止			—
ガイド ツアー	小学生を対象に、センターの仕事の説明や施設見学を行い、センターに収容された犬猫の現状をわかりやすく説明し、動物愛護と適正飼養を啓発する教室です。	1	50	—	—
その他の 教室	令和元年度は、 ・譲渡ボランティア講習会 ・乳飲み猫ボランティア講習会 ・キャットロード祭り ・動物フェスティバル ・動物慰霊祭 を通じて、動物愛護の普及啓発を行いました。	14	129	18	4460

(2) いのちの教室（再掲）

令和元年度に行ったいのちの教室の内訳は以下のとおりです。

◎開催回数と参加人数

対象者	開催回数	参加人数
小学校	0	0
小学校（トワイライトスクール）	9	367
その他	0	0
合計	9	367

3 適正飼養の普及啓発教室等の開催

(1) 適正飼養普及啓発教室等

令和元年度に開催した適正飼養普及啓発教室等は以下のとおりです。

◎開催回数と参加人数

教室名	内容	所内開催		所外開催	
		回数	人数	回数	人数
犬の しつけ方 教室	飼主に犬のしつけ方を指導し、人に対する危害・迷惑の防止を図るとともに、飼主と犬との生活をより楽しいものとする事で、終生飼養につなげるための教室です。一般飼主のためのしつけ方教室、動物愛護推進員のドッグトレーナーを講師に招いて行う問題犬のためのしつけ方教室、所外で開催する移動しつけ方教室を行いました。	7	152	2	99
パピー 教室	生後 3 か月から 6 か月の子犬を同伴した飼主に対し、動物愛護推進員のドッグトレーナーを講師に招いて開催しました。子犬の時期から行うことで周囲への危害・迷惑の防止になり、飼主自身が犬との生活を楽しめるようになり、ひいては終生飼養に繋がることを目的としたしつけ方を指導し、最初の受講から 1 か月後に、フォローアップのための教室も	14	268	—	—

	行いました。				
犬のしつけ方相談	犬のしつけや飼い方に悩む飼主に対し、実際に犬を見ながらの相談に個別に対応しました。所外では区民祭りや動物フェスティバル等でしつけ方相談を行いました。	45	62	2	150
ペットの防災教室	災害発生時のための日ごろの備えについて、準備すべき物資や、あらかじめしておくべきしつけなどを紹介しました。	—	—	3	40
犬の飼い方教室	新たに犬の飼主となる譲渡希望者、譲渡希望ボランティアに対し、犬の飼い方や個体ごとの状況を伝え、飼い方を指導しました。	62	83	—	—
猫の飼い方教室	新たに猫の飼主となる譲渡希望者、譲渡希望ボランティアに対し、猫の飼い方や個体ごとの状況を伝え、飼い方を指導しました。	523	827	—	—

(2) しつけ方教室（再掲）

令和元年度に行ったしつけ方教室の内訳は以下のとおりです。

◎開催回数と参加人数

	開催回数	参加人数
犬のしつけ方教室	4	94
問題犬のためのしつけ方教室	3	57
問題犬のためのしつけ方教室（フォローアップ）	6	43
移動犬のしつけ方教室	2	99

4 地域住民等が要望する愛護教室の開催

地域住民や保健環境委員などの求めに応じ、16 保健センターに設置した地域啓発メニューの中から、地域に出向いて動物愛護啓発事業を実施しています。

令和元年度は、新たに設置した主査（地域相談支援）を中心に、3 区 5 会場に出向き、70 人にペットの飼い方や防災対策の啓発等を行いました。

5 動物愛護週間行事

(1) 動物慰霊祭

令和元年 9 月 25 日（水）に、センターでやむを得ず殺処分した動物の霊を弔うための動物慰霊祭を行い、動物愛護推進員や譲渡ボランティアなど、48 人の参加がありました。

(2) 動物フェスティバル 2019 なごや

令和元年 10 月 6 日（日）に、久屋大通公園で次のような事業を実施し、約 1,500 人の参加がありました。

- ・動物ポンポン作り
- ・譲渡犬猫写真展
- ・しつけ相談
- ・動物愛護センター紹介

6 猫問題への対応

(1) 保護器の貸し出し

特定の飼主のいない猫に対する避妊去勢手術を目的に、猫の保護を希望する市民に対して、保護器の貸し出しを行っています。

令和元年度は、42 件の保護器の貸し出しを行いました。

(2) なごやかキャット推進事業への協力

なごやかキャット推進事業への協力として、新たに設置した主査（地域相談支援）を中心に、以下の事業を実施しています。

- ・保健センターの依頼に基づく、住民説明会への参加
- ・猫の保護方法や健康管理等について相談対応
- ・人獣共通感染症予防対策としてダニの駆除の実施を支援
- ・みまもり地域の現場調査や巡回指導の実施（令和元年度は 3 地域へ同行調査）

平成 30 年度からは各区の保健センターに加え、センター窓口でもなごやかキャット手術補助券の交付を行っています。令和元年度は 109 件のなごやかキャット手術補助券を交付しました。

7 所有明示の推進

マイクロチップによる所有明示の普及を目的として、譲渡動物に対してマイクロチップの装着を行っています。また、収容される動物について、マイクロチップの読み取りを実施しています。

(1) 譲渡動物・返還動物へのマイクロチップの装着

平成 21 年度から、センターではマイクロチップを装着したうえで、動物を譲渡しています。また、収容された犬や猫の返還時に、飼主からの希望によりマイクロチップの装着を行っています。

◎令和元年度マイクロチップ装着数

(頭)

	譲渡時	返還時	計
犬	30	1	31
猫	174	0	174
計	204	1	205

(2) マイクロチップの読み取り

マイクロチップリーダー（ハンディ型、スティック型、据え置き型）を活用し、センターに収容される動物（自活不能猫を除く）について、マイクロチップの読み取りを行っています。

8 避妊去勢手術の推進

猫の望まれない繁殖防止を目的に、猫の飼主に対して避妊去勢手術補助券の交付を、センター窓口で行っています。

◎令和元年度猫の避妊去勢手術補助券交付件数

(件)

避妊手術	去勢手術
85	67

9 災害時におけるペット対策

(1) 被災動物救護物資の備蓄

災害発生時に被災動物を収容できるよう、常時、犬 100 頭、猫 50 頭に対して 10 日分のドッグフード、キャットフード及び医薬品等の備蓄を行っています。

(2) 飼主への啓発

愛護館の展示物・掲示物や各種教室等において、災害への備えについて飼主への啓発を行っています。

5 動物愛護推進員の活動の推進

1 動物愛護推進員関連事業

(1) 動物愛護推進員交流会の開催

ー動物愛護推進員ミーティング 2019ー

平成 31 年 4 月 21（日）、動物愛護推進員同士の連携づくり及びセンターの実情や仕事を詳細に知って啓発事業に役立てるため、動物愛護推進員ミーティング 2019 を開催し、31 人の動物愛護推進員が参加しました。

(2) 動物愛護推進員研修の開催

令和 2 年 2 月 18 日（火）、一般社団法人 Do One Good の高橋一聡先生を講師として「犬猫の譲渡促進および被災地の現状について」と題した研修を開催し、動物愛護推進員 23 人が参加しました。

また、令和元年 11 月 19 日（火）に「農林水産省 動物検疫所 中部空港支所」の見学会を開催し、検疫探知犬について 27 人が学びました。



(3) 動物愛護推進員活動報告会の開催

令和 2 年 3 月 24 日（火）、動物愛護推進員がそれぞれの一年間の活動内容を報告する活動報告会を予定しましたが、新型コロナウイルス感染症のため中止となりました。52 人の動物愛護推進員から活動報告書が提出され、報告会に替えて書面開催としました。



(4) 動物愛護推進員定期集会の開催

定期集会は 8 回開催して 221 人の動物愛護推進員が参加しました。

(5) 動物愛護推進員活動の調整

ア 保健センターと動物愛護推進員との連絡調整

保健センターのまちづくり推進活動や、動物愛護及び適正飼養普及啓発活動に対し、動物愛護推進員の紹介や、活動への協力依頼等を行いました。

イ NDAS ニュースの発行

センターから動物愛護推進員への情報伝達及び動物愛護推進員同士の情報共有を目的に、ニュース形式で文書を送付する「NDAS ニュース」を発行しました。

令和元年度は Vol.77～Vol.83 まで、計 7 回発行しました。

(6) 動物愛護推進員の広報

動物フェスティバル会場などでの活動をもとに動画を制作し、名古屋市政情報番組「ナゴヤでしょ！」(テレビ)にて動物愛護推進員の広報を実施しました。

2 動物愛護推進員との協働事業

次の事業について、動物愛護推進員との協働により実施しました。

(1) 動物愛護週間行事

ア 動物慰霊祭

令和元年 9 月 25 日(水) 26 人参加

イ 動物フェスティバル 2019 なごや

令和元年 10 月 6 日(日) 動物愛護推進員ブース 24 人参加

(2) センター開催事業

センターが行う、各種教室、譲渡会等の事業、計 49 回に、延べ 173 人の動物愛護推進員が参加しました。内、身近な場所での保護猫譲渡会会場での啓発活動として 6 日間にわたり延べ 44 名の参加が含まれています。動物愛護の普及啓発を行うことができました。

(3) 保健センター開催事業

保健センターが行う、しつけ方教室、防災訓練等の事業、計 14 回に、延べ 37 人の動物愛護推進員が参加しました。

(4) 狂犬病予防集合注射会場での協力

32 会場で、17 人の動物愛護推進員が会場整理及び適正飼養、動物愛護の普及・啓発に協力しました。

3 動物愛護推進員の自主的な活動の支援

動物愛護推進員の自主的な活動についての相談に応じ、活動支援を行いました。

令和元年度はペットの災害対策についての啓発活動を推進するため、環境省が作成したペットの災害対策ガイドラインに沿った内容を市民に説明できるよう 8 月に研修を実施しました。

令和元年度は、自主的な活動として、地域におけるしつけ方教室、動物飼養相談、動物ふれあい活動などを行い、また、住民や飼主の求めに応じて、地域猫活動の支援や、犬猫等の保護譲渡のあっせんなどを行いました。

6 特定動物飼養者への指導

許可及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める特定動物の飼養・保管の許可に関する手続き及び飼養施設の監視指導を行っています。

令和元年度の許可及び監視件数は、以下のとおりです。

◎特定動物の許可件数、及び監視件数 (件)

飼養・保管許可申請件数 (変更許可を含む)	26
許可件数 (令和2年3月末現在)	124
立入調査件数	122

◎特定動物一覧 (件)

綱	目	科	属	種名	許可 件数
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	クモザル属	ジェフロイクモザル	1
		おながざる科	マカク属	シシオザル	1
				ニホンザル	1
				クロザル	1
			リーフモンキー属	シルバールトン	1
			マンドリル属	マンドリル	1
			オナガザル属	サバンナモンキー	2
				ブラッサグエノン	3
			コロブス属	アビシニアコロブス	2
		てながざる科	テナガザル属	ボルネオテナガザル	1
				フクロテナガザル	1
		ひと科	オランウータン属	オランウータン	1
			チンパンジー属	チンパンジー	1
			ゴリラ属	ニシローランドゴリラ	1

哺乳綱	食肉目	いぬ科	イヌ属	オオカミ	1
				セグロジャッカル	1
		くま科	ツキノワグマ属	ニッポンツキノワグマ	1
			メガネグマ属	メガネグマ	1
			クマ属	ヒグマ	2
			ホッキョクグマ属	ホッキョクグマ	1
			マレーグマ属	マレーグマ	1
		ねこ科	ネコ属	カラカル	1
				サーバル	3
				スナドリネコ	1
				ジャングルキャット	1
			オオヤマネコ属	ボブキャット	1
			ヒョウ属	ユキヒョウ	1
				トラ	1
				ジャガー	1
				ライオン	1
	長鼻目	ぞう科	アジアゾウ属	アジアゾウ	1
			アフリカゾウ属	アフリカゾウ	1
	奇蹄目	さい科	インドサイ属	インドサイ	1
			クロサイ属	クロサイ	1
	偶蹄目	かば科	カバ属	カバ	1
			コビトカバ属	コビトカバ	1
		きりん科	キリン属	アミメキリン	1
		うし科	バイソン属	アメリカバイソン	1
鳥綱	たか目	コンドル科		トキイロコンドル	1
				コンドル	1
		たか科		ハクトウワシ	2
爬虫綱	かめ目	かみつきがめ科		ワニガメ	13

爬虫綱	とかげ目	どくとかげ科		アメリカドクトカゲ	7
		にしきへび科		インドニシキヘビ	10
				アミメニシキヘビ	8
				アフリカニシキヘビ	1
		ボア科		ボアコンストリクター	9
				オオアナコンダ	2
		くさりへび科		ガボンアダー	3
				ライノセラスアダー	1
				ヨロイハブ	1
				ヒガシダイヤガラガラヘビ	1
				ニシダイヤガラガラヘビ	1
				ブッシュバイパー (Atheris Squamigera)	2
				ブッシュバイパー (Atheris Squamigera)	1
	わに目	アリゲーター科		ミシシッピーワニ	1
				ヨウスコウワニ	2
				メガネカイマン	1
				コビトカイマン	3
				ブラジルカイマン	5
		クロコダイル科		ナイルワニ	1
				ニシアフリカコガタワニ	1
		ガビアル科		インドガビアル	1

7 動物取扱業者への指導

1 登録等及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める第一種及び第二種動物取扱業に関する手続き及び事業所の監視指導を行っています。

ア 第一種動物取扱業 (件)

登録申請件数 (登録更新申請を含む)	231
諸届出件数	580
登録数 (種別ごと) (令和2年3月末時点)	1078 販売 354 保管 516 貸出 29 訓練 83 展示 89 譲受飼養 7
事業所数	791
立入り監視件数	323

イ 第二種動物取扱業 (件)

届出件数	8
諸届出件数	4
届出施設数 (種別ごと) (令和2年3月末時点)	34 譲渡し 25 保管 7 貸出 1 訓練 — 展示 1
飼養施設数	27
立入り監視件数	14

2 動物取扱責任者研修

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物取扱責任者になろうとする者等に対し、動物取扱責任者認定研修(認定研修)を実施しています。

令和元年度は認定研修を2回実施し、また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱責任者研修(継続研修)を2回実施しました。

(人)

区別	開催日	受講者数
認定研修	10 月 25 日	36
	2 月 27 日	22
継続研修	12 月 10 日	258
	1 月 20 日	279
	3 月 11 日	中止※

※新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため。

8 動物処理場及び化製場等に関する業務

許可及び監視指導

化製場等に関する法律に定める死亡獣畜取扱場及び飼養収容施設、動物処理場等に関する条例（愛知県条例）に基づく動物処理場について、許可に関する手続きや監視指導を行っています。

令和元年度の許可及び監視件数は次のとおりです。

（実績）

（件）

	死亡 獣畜 取扱 場	動物飼養収容								動物 処理 場
		牛	馬	豚	めん 羊	山羊	犬	鶏	あひ る	
許可申請件数	0	0	0	0	0	0	5	0	0	7
施設数 (R2.3月末時点)	1	6	7	17	3	3	120	5	1	21
監視件数	0	0	0	3	0	0	71	0	0	8

9 人獣共通感染症対策

啓発・指導

ふれあい広場、各種動物愛護・適正飼養教室において、「動物をさわった後は手を洗いましょう」を中心に人獣共通感染症の感染予防について啓発しました。動物取扱業者に対しては、動物取扱責任者研修において人獣共通感染症に関する講習を実施しました。動物とのふれあいを行う事業者に対しては、利用者が手洗い等を適正に行えるよう、施設立入時に指導を行いました。

10 関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話	FAX
保健所健康部食品衛生課	〒460-8508 中区三の丸三丁目 1-1	972-2649	955-6225
八事霊園・ 斎場管理事務所	〒468-0071 天白区天白町大字八事字裏山 69	832-1750	832-7759
千種保健センター	〒464-0841 千種区覚王山通 8-37	753-1971	751-3545
東保健センター	〒461-0003 東区筒井一丁目 7-74	934-1212	937-5145
北保健センター	〒462-0844 北区清水四丁目 17-1	917-6547	911-2343
西保健センター	〒451-8508 西区花の木二丁目 18-1	523-4612	531-2000
中村保健センター	〒453-0024 中村区名楽町 4-7-18	481-2278	481-2210
中保健センター	〒460-8447 中区栄四丁目 1-8	265-2257	265-2259
昭和保健センター	〒466-0027 昭和区阿由知通 3-19	735-3959	731-0957
瑞穂保健センター	〒467-0027 瑞穂区田辺通 3-45-2	837-3253	837-3291
熱田保健センター	〒456-0031 熱田区神宮三丁目 1-15	683-9678	681-5169
中川保健センター	〒454-0911 中川区高畑一丁目 223	363-4457	361-2175
港保健センター	〒455-0015 港区港栄二丁目 2-1	651-6486	651-5144
南保健センター	〒457-0833 南区東又兵衛町五丁目 1-1	614-2865	614-2818
守山保健センター	〒463-0011 守山区小幡一丁目 3-1	796-4617	796-0040
緑保健センター	〒458-0033 緑区相原郷一丁目 715	891-3632	891-5110
名東保健センター	〒465-0025 名東区上社二丁目 50	778-3107	773-6212
天白保健センター	〒468-0056 天白区島田二丁目 201	807-3907	803-1251

Ⅲ 統 計

(1) 区别

(注) 標章記号について、「一」は計数のない場合

***1捕獲した区で計上**

*2当該犬の所在地の区で計上

(2) 月別

	捕獲犬（頭）				引取犬（頭）			返還犬（頭）	譲渡犬（頭）			鑑札交付（件）			予防注射（件）			注射済票交付（件）			マイクロチップ装着（件）			措置命令（件）	命令違反（件）	引取猫（頭）			自活不能猫（頭）	負傷動物（頭）			
	成犬	子犬	観察犬（再掲）	計	成犬	子犬	観察犬（再掲）		計	成犬	子犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬			計	成猫*	子猫		計	犬（再掲）	猫	その他
4月	13	-	(-)	13	3	-	(-)	3	8	4	-	4	5	-	5	5	-	5	2	2	1	-	154	(-)	7	-	10	4	10	(-)	7	-	7
5月	15	-	(-)	15	2	-	(-)	2	11	6	1	7	8	1	9	8	1	9	3	3	1	-	167	(-)	9	-	30	7	30	(-)	9	-	9
6月	14	2	(1)	16	4	-	(-)	4	9	6	-	6	7	-	7	7	-	7	2	3	-	-	105	(-)	20	-	34	17	34	(-)	20	-	20
7月	13	-	(-)	13	2	-	(-)	2	6	7	1	8	2	-	2	2	-	2	3	3	-	-	154	(-)	19	-	65	1	65	(-)	19	-	19
8月	17	-	(-)	17	3	-	(-)	3	13	7	-	9	9	1	10	9	-	9	6	6	-	1	82	(-)	16	-	35	14	35	(-)	16	-	16
9月	10	-	(-)	10	1	-	(-)	1	7	6	2	6	3	-	3	3	-	3	3	3	-	-	78	(-)	18	-	31	-	31	(-)	18	-	18
10月	12	-	(-)	12	1	-	(-)	1	10	4	2	4	2	-	2	3	-	3	1	1	1	-	59	(-)	11	-	9	-	9	(-)	11	-	11
11月	6	1	(-)	7	3	-	(-)	3	8	5	4	5	4	-	5	5	-	5	4	4	-	-	9	(1)	14	-	16	6	16	(1)	14	-	15
12月	10	-	(-)	10	-	-	(-)	-	9	3	3	4	3	-	3	3	-	3	3	3	-	-	10	(-)	5	-	13	-	13	(-)	5	-	5
1月	7	-	(-)	7	3	-	(-)	3	6	1	2	1	2	-	2	1	-	1	1	1	-	-	8	(-)	7	-	15	-	15	(-)	7	-	7
2月	8	-	(-)	8	1	-	(-)	1	5	1	1	1	2	-	2	2	-	2	-	-	2	-	-	(-)	10	1	24	-	24	(-)	10	1	11
3月	5	-	(-)	5	1	-	(-)	1	5	6	3	2	3	-	3	3	-	3	2	2	-	-	14	(-)	7	-	9	-	9	(-)	7	-	7
合計	130	3	(1)	133	24	-	(-)	24	97	64	40	1	41	48	2	50	51	1	52	1	30	31	5	1	242	49	291	840	(1)	143	1	145	

(注) 標章記号について、「一」は計数のない場合

*警察から譲受けた成猫を含む

2 捕獲及び返還状況

(1) 区別

単位：頭

	捕 獲 方 法						返還犬の飼育日数									
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計	0 日 (抑 留 日)	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以上	計
千種	14	-	-	-	-	14	5	2	3	-	-	-	-	-	-	10
東	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
北	8	-	-	-	-	8	3	1	1	1	1	-	-	-	1	8
西	10	-	-	-	-	10	1	3	2	-	-	-	-	-	-	6
中村	7	-	-	-	-	7	2	1	1	1	1	-	-	-	-	6
中	5	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
昭和	4	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	4
瑞穂	4	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	2	-	-	3
熱田	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中川	13	-	-	-	-	13	2	3	-	2	-	-	-	-	1	8
港	11	-	-	-	-	11	4	4	-	-	1	-	-	-	-	9
南	10	-	-	-	-	10	-	4	2	1	-	-	-	-	1	8
守山	13	-	-	-	-	13	7	3	-	-	-	-	-	-	-	10
緑	17	-	-	-	-	17	3	7	-	-	-	-	-	-	1	11
名東	6	-	-	-	-	6	3	-	-	1	-	-	-	-	-	4
天白	9	-	-	-	-	9	1	7	-	-	-	-	-	-	-	8
合計	133	-	-	-	-	133	36	37	9	6	3	-	2	-	4	97

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位 : 頭

							返還犬の飼育日数									
	捕 獲 方 法						0 日 (抑 留 日)	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以 上	計
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計										
4月	13	-	-	-	-	13	3	3	1	1	-	-	-	-	-	8
5月	15	-	-	-	-	15	7	3	1	-	-	-	-	-	-	11
6月	16	-	-	-	-	16	1	5	-	1	-	-	2	-	-	9
7月	13	-	-	-	-	13	4	2	-	-	-	-	-	-	-	6
8月	17	-	-	-	-	17	5	6	-	1	-	-	-	-	1	13
9月	10	-	-	-	-	10	1	4	1	-	1	-	-	-	-	7
10月	12	-	-	-	-	12	7	-	2	-	-	-	-	-	1	10
11月	7	-	-	-	-	7	2	1	2	-	1	-	-	-	2	8
12月	10	-	-	-	-	10	3	4	1	1	-	-	-	-	-	9
1月	7	-	-	-	-	7	2	2	-	1	1	-	-	-	-	6
2月	8	-	-	-	-	8	1	3	-	1	-	-	-	-	-	5
3月	5	-	-	-	-	5	-	4	1	-	-	-	-	-	-	5
合計	133	-	-	-	-	133	36	37	9	6	3	-	2	-	4	97

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

3 指導班活動状況

(1) 区別

単位：件

	捕 獲	自 活 不 能 猫	負 傷 動 物	巡 回 調 査	動 物 取 扱 業 監 視	特 定 動 物 監 視	そ の 他	合 計
千種	12	5	13	-	8	-	1	39
東	2	1	-	-	13	-	3	19
北	12	6	7	-	12	-	1	38
西	14	4	10	-	21	-	4	53
中村	7	14	10	-	15	-	3	49
中	8	3	7	1	4	-	2	25
昭和	2	2	2	-	7	-	1	14
瑞穂	1	6	4	-	6	-	1	18
熱田	1	2	6	-	1	1	-	11
中川	12	17	11	-	3	2	2	47
港	13	4	9	-	4	1	3	34
南	11	8	11	-	10	-	4	44
守山	15	7	6	-	4	1	2	35
緑	24	9	7	1	10	-	2	53
名東	6	5	4	-	7	1	2	25
天白	14	2	5	-	9	-	2	32
市外	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	154	95	112	2	134	6	33	536

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位：件

	捕 獲	自 活 不 能 猫	負 傷 動 物	巡 回 調 査	動 物 取 扱 業 監 視	特 定 動 物 監 視	そ の 他	合 計
4月	14	13	6	-	12	-	4	49
5月	11	21	6	-	10	-	4	52
6月	18	12	14	-	4	-	-	48
7月	15	15	18	-	4	2	2	56
8月	19	15	12	1	1	2	2	52
9月	13	8	8	-	5	-	1	35
10月	13	11	10	-	7	1	1	43
11月	9	-	11	-	16	-	3	39
12月	11	-	6	1	45	-	7	70
1月	8	-	5	-	3	-	4	20
2月	14	-	7	-	10	-	3	34
3月	9	-	9	-	17	1	2	38
合計	154	95	112	2	134	6	33	536

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

4 殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数

単位：頭

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成犬	3 (3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)
子犬	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
小計	3 (3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)
成猫	106 (63)	6 (3)	8 (6)	15 (6)	15 (9)	9 (4)	12 (9)	9 (4)	9 (5)	5 (2)	6 (4)	7 (7)	5 (4)
子猫	195 (174)	14 (10)	20 (20)	32 (28)	61 (55)	22 (21)	22 (19)	19 (17)	3 (3)	2 (1)	- (-)	- (-)	- (-)
小計	301 (237)	20 (13)	28 (26)	47 (34)	76 (64)	31 (25)	34 (28)	28 (21)	12 (8)	7 (3)	6 (4)	7 (7)	5 (4)
その他の動物	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	304 (240)	20 (13)	28 (26)	47 (34)	76 (64)	31 (25)	34 (28)	29 (22)	12 (8)	8 (4)	6 (4)	8 (8)	5 (4)

注1 ()内は収容中に死亡

注2 標章記号について、「-」は計数のない場合

5 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その1（年度別）

年 度	処 理 ・ 抑 留 の 別	捕 獲 犬	引 取 成 犬	引 取 子 犬	引 取 犬 小 計	引 取 成 猫	引 取 子 猫	自 活 不 能 猫	負 傷 猫 等	猫 等 小 計	合 計	捕 獲 犬 返 還 頭 数
平成 22	処理 件数	434	118		118	355		688	226	1,269	1,821	175
	抑留 頭数	339	216	11	227	302	909	2,820	225	4,256	4,822	
平成 23	処理 件数	417	112		112	216		611	251	1,078	1,607	204
	抑留 頭数	340	196	12	208	263	469	2,377	249	3,358	3,906	
平成 24	処理 件数	464						283	257	540	1,004	221
	抑留 頭数	345	117	13	130	190	423	1,072	229	1,914	2,389	
平成 25	処理 件数	392						200	192	392	784	191
	抑留 頭数	270	111	4	115	214	303	782	180	1,479	1,864	
平成 26	処理 件数	299						163	203	366	665	165
	抑留 頭数	267	77	6	83	183	220	992	209	1,604	1,954	
平成 27	処理 件数	262						121	163	284	546	135
	抑留 頭数	214	85	-	85	172	266	922	179	1,539	1,838	
平成 28	処理 件数	215						69	144	213	428	126
	抑留 頭数	186	35	-	35	109	137	679	165	1,090	1,311	
平成 29	処理 件数	180						101	131	232	412	109
	抑留 頭数	149	41	-	41	49	150	820	151	1,170	1,360	
平成 30	処理 件数	184						71	134	205	389	111
	抑留 頭数	145	67	7	74	299	135	700	165	1,299	1,518	
令和 元	処理 件数	154						95	112	207	361	97
	抑留 頭数	133	24	-	24	242	49	840	144	1,275	1,432	

（注） 標章記号について、「-」は計数のない場合

※平成24年度の引取り犬には他自治体から譲受けた9頭を含む

※平成26年度以降の引取成猫には警察から譲受けたそれぞれ、11頭、16頭、14頭、8頭、12頭、35頭を含む

6 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その2（年度別）

年 度	処分頭数					犬実態調査 (推定頭数)		こう傷事故						避妊・去勢手術 補助金交付件数					全 市 苦 情 受 付 件 数
	犬	猫	学 術 研 究 用 犬 猫	負 傷 動 物 (犬猫を除く)	計	飼 犬	野 犬	発生件数			観察犬 頭数		被 害 者 数	犬		猫		計	
								飼 犬	飼 主 不 明 犬	計	捕 獲 犬	引 取 犬		避 妊	去 勢	避 妊	去 勢		
平成 22	203	4,059	-	4	4,266	-	-	56	3	59	2	2	66	1,006	888	1,854	1,393	5,141	17,627
平成 23	174	3,125	-	-	3,299	-	20	86	7	93	4	2	94	991	892	1,873	1,392	5,148	17,725
平成 24	114	1,629	-	1	1,744	-	-	47	7	54	6	2	51	1,069	905	2,239	1,757	5,970	18,741
平成 25	85	1,156	-	1	1,242	-	13	72	10	82	2	2	84	1,039	962	2,160	1,692	5,853	19,377
平成 26	59	1,194	-		1,253	-	-	68	12	80	2	-	83	745	747	1,987	1,635	5,114	21,748
平成 27	23	873	-	-	896	-	4	71	6	77	2	1	82	-	-	1,431	1,207	2,638	16,109
平成 28	-	399	-	-	399	-	-	71	9	80	1	-	80	-	-	2,195	1,906	4,101	15,707
平成 29	4	258	-	-	262	-	-	73	9	82	3	-	82	-	-	2,206	1,766	3,972	15,022
平成 30	2	357	-	-	359	-	-	76	5	81	3	1	81	-	-	2,254	1,936	4,190	15,555
令和 元	3	237	-	-	240	-	-	64	7	71	1	-	72	-	-	2,185	2,033	4,218	14,284

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

7 愛護指導業務に関する事業推移表

(1) 譲渡頭数

ア 犬

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
譲渡頭数		77	111	66
救命率 (%)	収容犬 〈捕獲犬＋引取犬〉 (返還犬を含む)	97.9	101.4	103.8
	捕獲犬 (返還犬を含む)	100.7	100.7	101.5
	引取犬	87.8	102.7	116.7

イ 猫

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
譲渡頭数		893	930	961
救命率(%) (返還猫を含む)		76.6	72.1	75.8

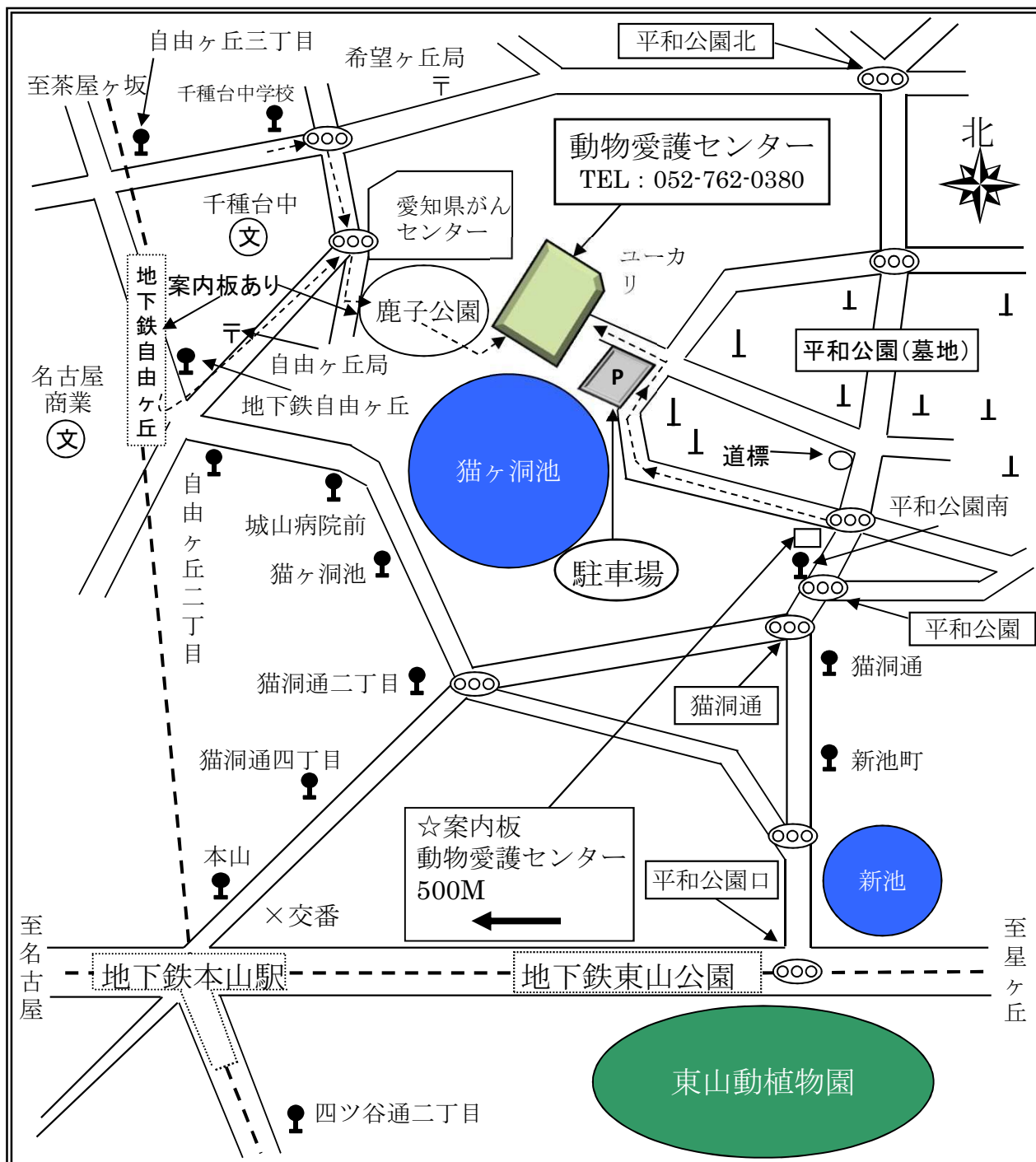
(2) 事業別実績数

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
動物愛護を啓発する教室	犬のふれあい広場	775	5,636	167	972	—	—
	猫ふれあいルーム	451	3,022	487	1,945	333	1,615
	なかよしワンワン教室	3	61	2	7	—	—
	動物愛護教室＊	63	1,086	59	2,266	39	284
	動物体験教室	13	101	6	25	3	22
	移動ふれあい教室＊	25	1,309	22	1,216	21	1,168
	その他の教室	76	3,037	30	1,883	16	1,629
動物介在活動	所内ワンニャンなごやか教室	10	107	1	9	—	—
	所外ワンニャンなごやか教室	5	166	3	135	—	—
動物適正飼養啓発教室	犬のしつけ方教室	16	177	9	152	7	152
	犬のしつけ相談（実技・個別）	75	112	36	46	45	62
	パピー教室	26	252	22	360	14	268
	狂注会場でのしつけ方相談	16	97	—	—	—	—
	区民祭等でのしつけ方相談	2	160	2	150	2	150
	犬の移動しつけ方教室	6	88	2	113	2	99
	犬の飼い方教室	83	137	126	192	62	83
	猫の飼い方教室	317	622	582	1,139	523	827
	猫の教室	—	—	—	—	—	—
	今から考えよう！ 高齢犬猫のケア	2	44	2	62	—	—
	犬猫を飼う前教室	2	46	2	31	—	—
	犬の散歩指導	66	180	—	—	—	—
	その他の教室等	40	1,027	(下段へ記載)		(下段へ記載)	
地域相談支援	推進員定例会・防災教室等	—	—	14	862	34	353
	なごやかキャット推進事業説明会	—	—	5	100	7	38
動物取扱責任者認定研修		2	59	2	56	2	58
動物取扱責任者継続研修		3	661	3	713	2	537
動物愛護週間行事	動物フェスティバル (センターコーナー)	1	1,500	1	1,500	1	1,500
	W a nニャンふれあいD a y	1	2,000	1	2,000	—	—

「＊」＝いのちの教室含む



IV 名古屋市動物愛護センター案内図



☆ 交通機関

- ① 地下鉄自由ヶ丘駅2番出口から 徒歩15分（鹿子公園経由）
- ② 基幹バス2 （名古屋駅ー猪高車庫）
千種台中学校下車 徒歩10分（鹿子公園経由）
- ③ 地下鉄星ヶ丘駅から市バス（地下鉄自由ヶ丘駅行）
平和公園南下車 徒歩15分

〒464-0022 名古屋市千種区平和公園2 - 106 TEL 762-0380

令和元年度

名古屋市動物愛護センター事業概要

編集発行 名古屋市動物愛護センター

〒464-0022

名古屋市千種区平和公園二丁目 106 番地

電話 052-762-0380

FAX 052-762-0423

E-mail a7620380-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

発行 令和3年3月

発行部数 1,200部＜年間＞

— 無料・特定配布 —

この冊子は再生紙を使用しています。

